

## 事務所の写真（1）

- ・鮮明に印刷されたカラー写真で必ず3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。
- ・提出された写真で免許要件を満たすことが確認できない場合、追加撮影を求める場合があります。

本店

支店・営業所等

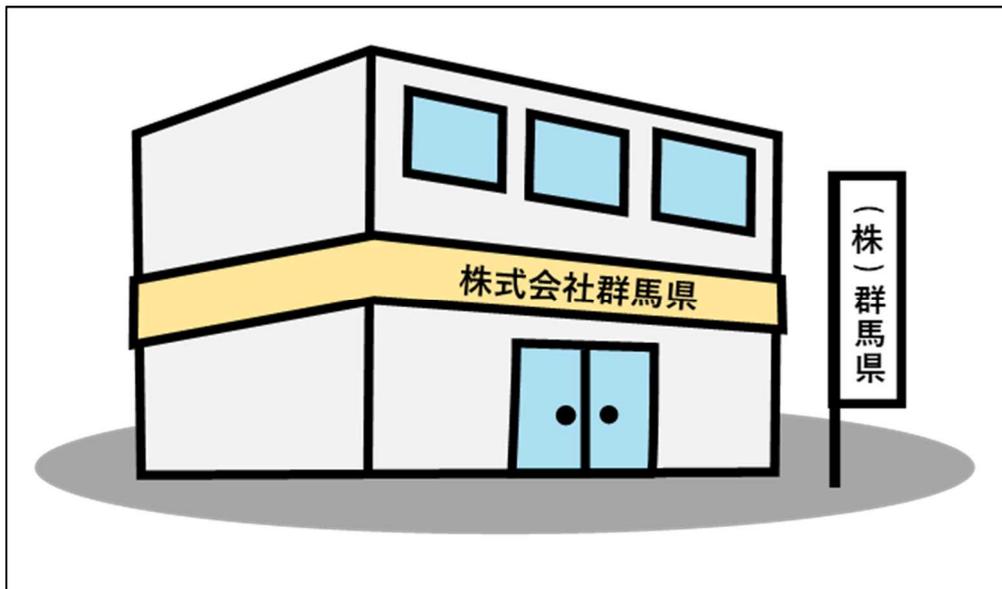
（事務所名：\_\_\_\_\_）

撮影日：令和 年 月 日

### 1 事務所建物の全景

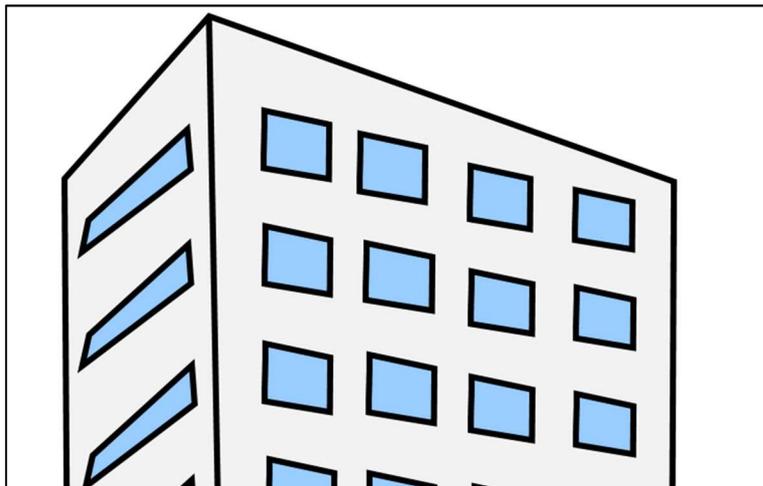
- ・事務所使用部分だけでなく、建物全体を撮影してください。
- ・上下端から左右端まで切れのないように撮影してください。
- ・1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。
- ・ビル等の一室を事務所としている場合、ビル等に掲示してある案内板も撮影してください。

#### 【写真例1】

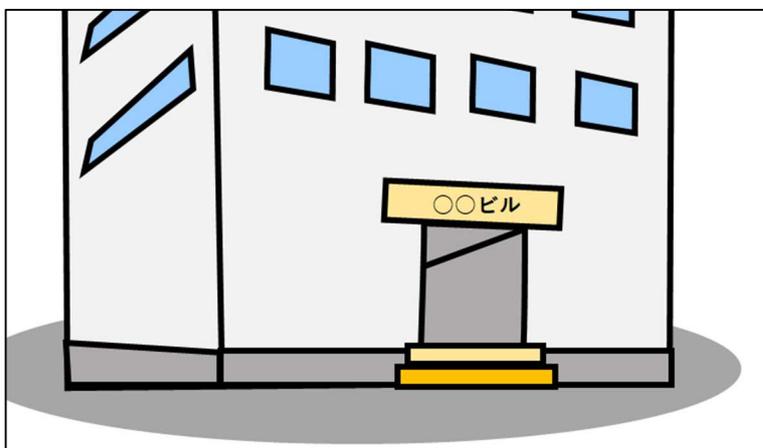


上下端から左右端まで切れのないように  
建物全体を撮影してください。

【写真例 2】



1枚に収まらない場合は、  
複数枚に分けて  
撮影してください。



事務所がビル内等にある場合  
又は自宅の一室を事務所とする  
場合には、建物入口から事務  
所までたどれるように、『通  
路・階段・エレベーター等の写  
真』を添付してください。



ビル等の一室を事務所としている場合、  
ビル等に掲示してある案内板も  
撮影してください。

## 事務所の写真(2)

本店

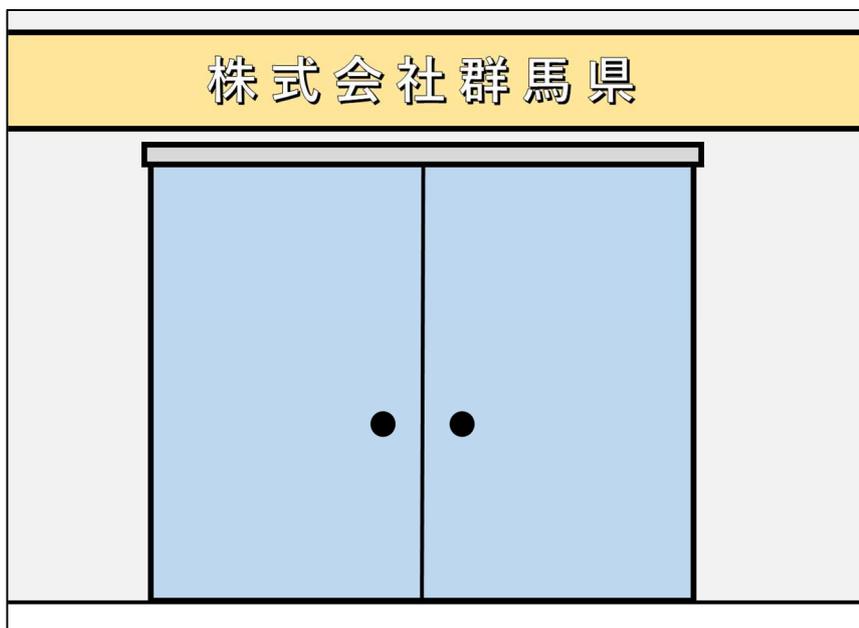
支店・営業所等

(事務所名: \_\_\_\_\_)

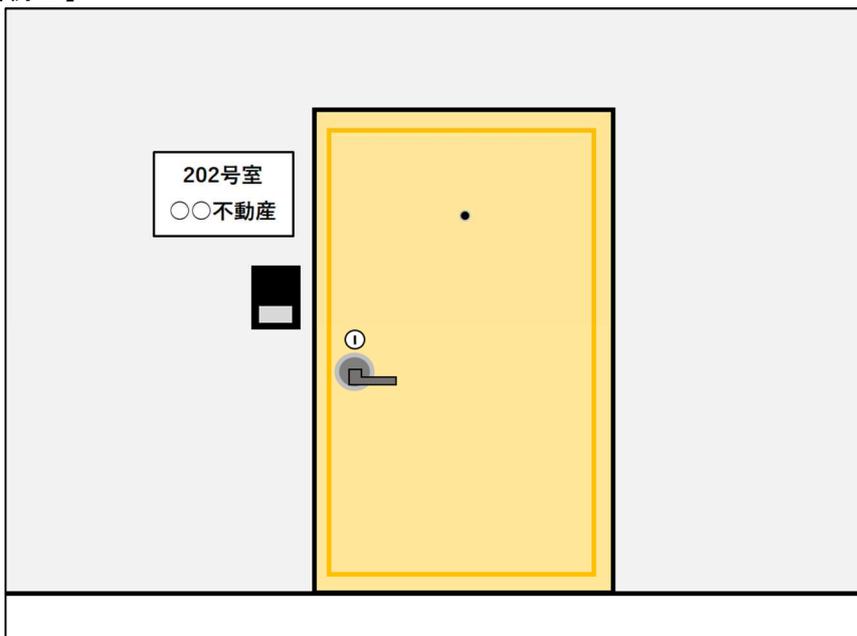
### 2 事務所の入口

- ・入口を正面から撮影してください。
- ・事務所の入口に商号又は名称を掲示し、商号が判読できるように撮影してください。  
法人業者は、株式会社・有限会社等（株）・（有）等の略称可）を含めた商業登記簿に登録された商号を掲示してください。
- ・個人業者は、免許申請書第一面の「商号又は名称」に記入した名称を掲示してください。
- ・従たる事務所の場合、商号又は名称に加え、申請した事務所名の表示が必要です。

【写真例1】



【写真例2】



商号又は名称を掲示し、  
判読できるように  
撮影してください。

## 事務所の写真(3)

本店

支店・営業所等

(事務所名: \_\_\_\_\_)

### 3 事務所の内部

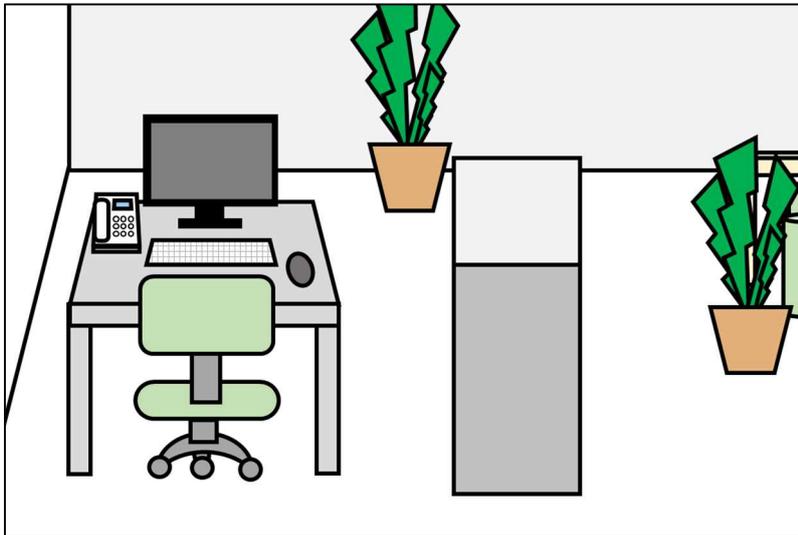
- ・事務所内の状況が確認できるように、さまざまな方向から撮影してください。
- ・カーテン、ブラインド等は開けた状態で撮影してください。
- ・パソコン等の事務機器を含めた『事務スペース』及び『接客スペース』が確認できるように撮影してください。

※固定電話が写った写真を必ず添付してください。

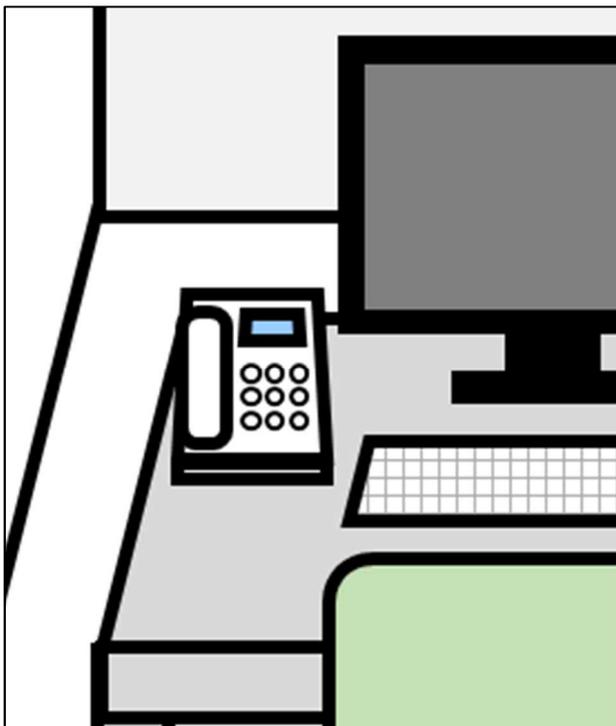
※事務所内の状況が確認できるように写真は多めに添付してください。

貼りきれない場合は、この台紙をコピーして使用してください。

#### 【事務スペース】



写真の枚数に制限はありません。  
さまざまな方向から撮影し、  
複数枚添付してください。



複数枚のうちの1枚には、必ず  
固定電話を写してください。

## 事務所の写真(3)

本店

支店・営業所等

(事務所名: \_\_\_\_\_)

### 3 事務所の内部

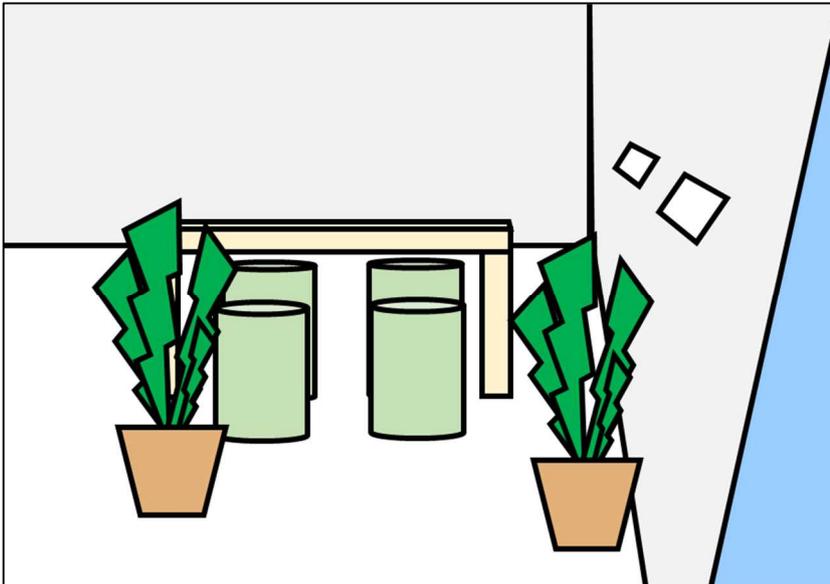
- ・事務所内の状況が確認できるように、さまざまな方向から撮影してください。
- ・カーテン、ブラインド等は開けた状態で撮影してください。
- ・パソコン等の事務機器を含めた『事務スペース』及び『接客スペース』が確認できるように撮影してください。

※固定電話が写った写真を必ず添付してください。

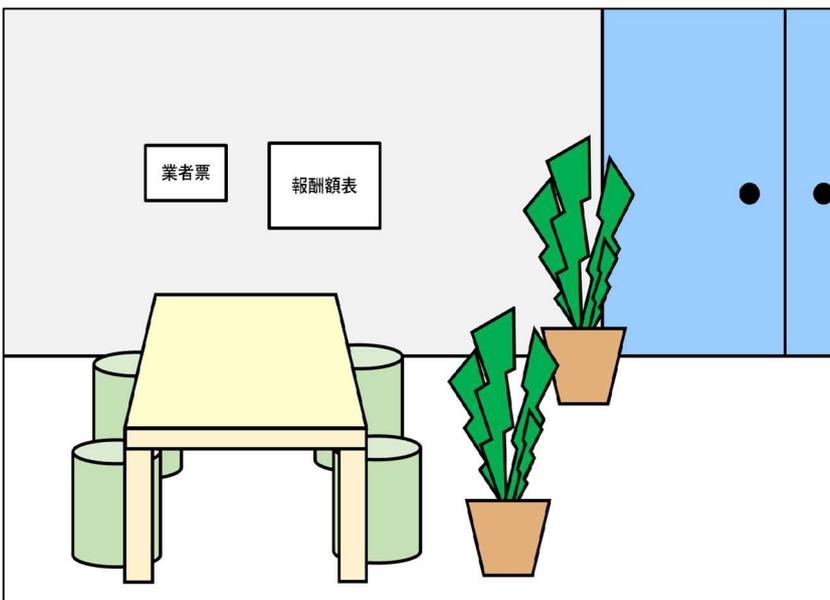
※事務所内の状況が確認できるように写真は多めに添付してください。

貼りきれない場合は、この台紙をコピーして使用してください。

#### 【接客スペース】



写真の枚数に制限はありません。  
さまざまな方向から撮影し、  
複数枚添付してください。



## 事務所の写真（４）

本店

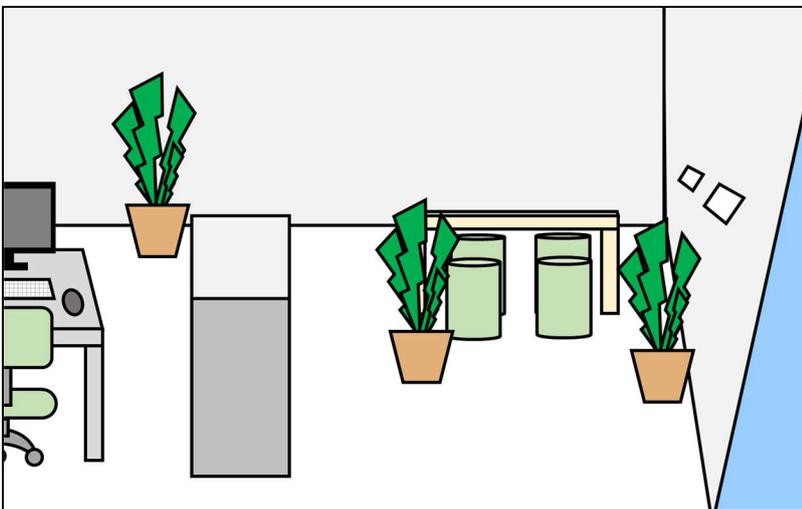
支店・営業所等

（事務所名：\_\_\_\_\_）

### 4 業者票・報酬額表（新規申請は添付不要です。）

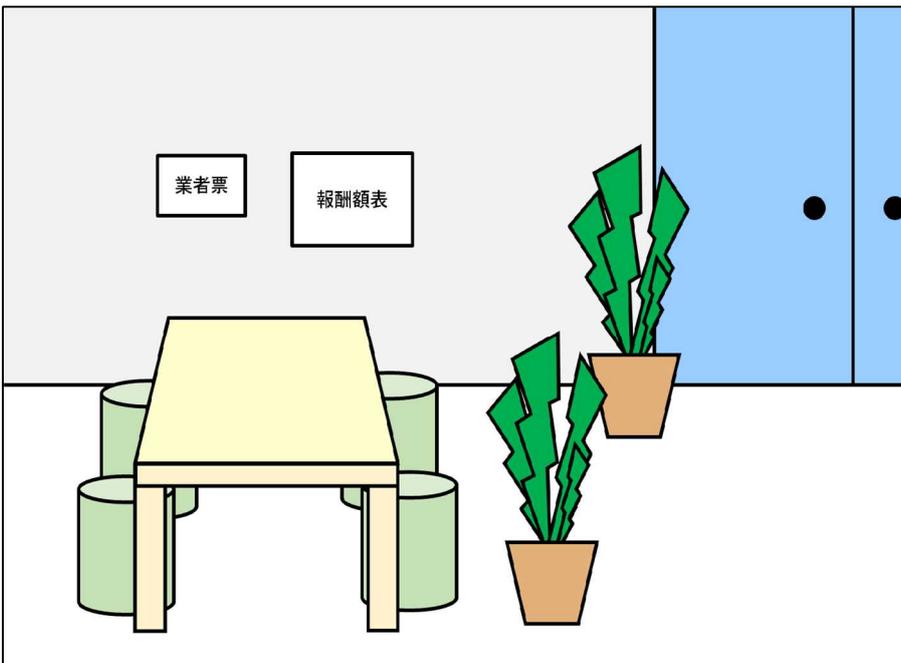
- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の2種類を添付してください。
- ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
- ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。  
※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。

### 【遠目写真】



#### 【遠目写真】

『業者票』と『報酬額表』が来客者にわかりやすい場所に掲示してあるかを確認しますので、周りの風景も含めて撮影してください。



#### 【遠目写真】

一方向からだけでなく、他の角度から撮った写真も添付してください。

## 事務所の写真（４）

本店

支店・営業所等

（事務所名：\_\_\_\_\_）

### 4 業者票・報酬額表（新規申請は添付不要です。）

- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の2種類を添付してください。
  - ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
  - ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。
- ※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。

### 【拡大写真（業者票）】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	<del>国土交通大臣</del> （ 5 ）第 27243 号 群馬県 知事
免許有効期間	××年××月××日から ○○年○○月○○日まで
商号又は名称	株式会社群馬県
代表者氏名	群馬 太郎
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	群馬 太郎
主たる事務所の所在地	群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話番号 027（223）1111

#### 【業者票】

正しい内容が記載されているかを確認するため、文字が読めるように近くで撮影してください。

撮影の際は、「宅地建物取引業者免許証」とお間違えの無いよう、ご注意ください。

#### 【更新申請の注意点】

- ・記載内容が5年前のままでないか（古い情報を記載したままにしているか）ご確認をお願いします。
- ・記載内容に誤りがある場合は、正しい内容（最新の内容）に換えた上で撮影してください。

#### ＜よくある記載内容の誤り＞

- ①前回更新後、免許証番号の括弧内の数字が書き換えられていない
- ②前回更新後、免許有効期間が書き換えられていない
- ③専任の宅地建物取引士の変更が反映されていない（変更があった場合のみ）

#### 【変更届の注意点】

- ・変更前の情報のままでないか御確認をお願いします。
- ・住所や電話番号等、変更後の情報に書き換えた上で撮影してください。

## 事務所の写真（４）

本店

支店・営業所等

（事務所名：\_\_\_\_\_）

### 4 業者票・報酬額表（新規申請は添付不要です。）

- ・『業者票』及び『報酬額表』のいずれも、遠目から撮影した写真と、近くから撮影した写真の2種類を添付してください。
- ・**遠目写真**：来客者にわかりやすい場所に掲示されているかを確認するための写真です。事務所の入口や接客スペース等に掲示されていることがわかるように、周りの風景も含めて撮影してください。
- ・**拡大写真**：業者票には正しい内容が記載されているか、報酬額表は改正後の最新書式を掲示しているかを確認するための写真です。いずれも、文字が読めるように近くで撮影してください。  
※変更届に添付する写真の場合、業者票は変更後の情報に書き換えてから撮影してください。

### 【拡大写真（報酬額表）】

二百万円以下の金額 二百万円を超え四百万円以下の金額 四百万円を超える金額	百分の五・五 百分の四・四 百分の三・三	<b>第一 定義</b> この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。	<b>第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額</b> 宅地建物取引業者（課税事業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をい））、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。第三から第五まで、第七から第十まで及び第十一①において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地又は建物の価額の額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。	宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額 令和六年六月二十一日国土交通省告示第九百四十九号
---	----------------------------	---	--	--

**【報酬額表】**  
改正後の最新書式を掲示しているかを確認するため、  
**最終改正日が読めるように**  
近くで撮影してください。

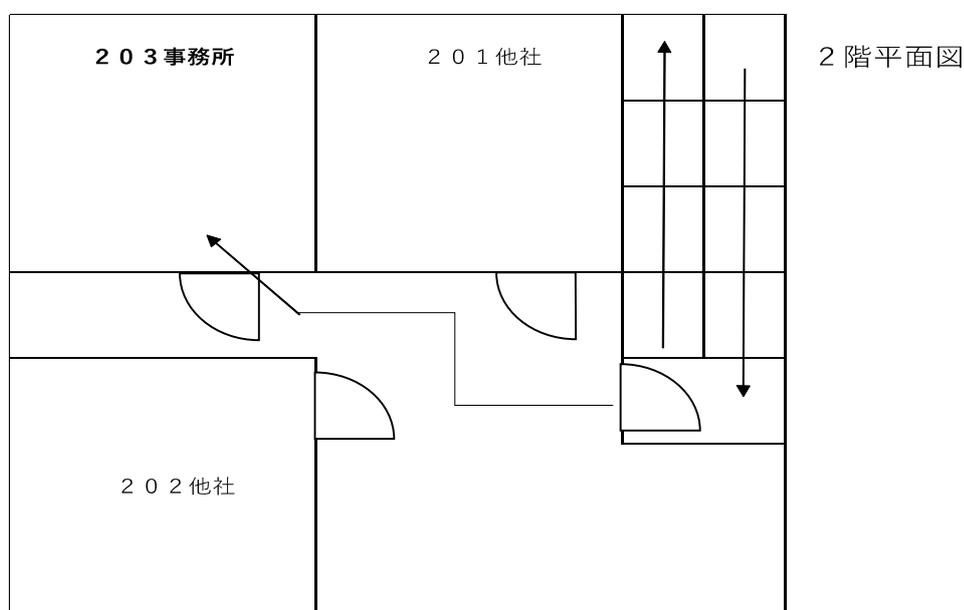
**【撮影の注意点】**

- ・令和6年7月1日時点における最終改正年月日は『**令和6年6月21日**』です。
- ・改正前の報酬額表を掲示している場合は、最新の報酬額表を国土交通省ホームページ又は加入団体のホームページ等から最新の報酬額表をダウンロードし、差し替えた上で撮影してください。

## 事務所の平面図について

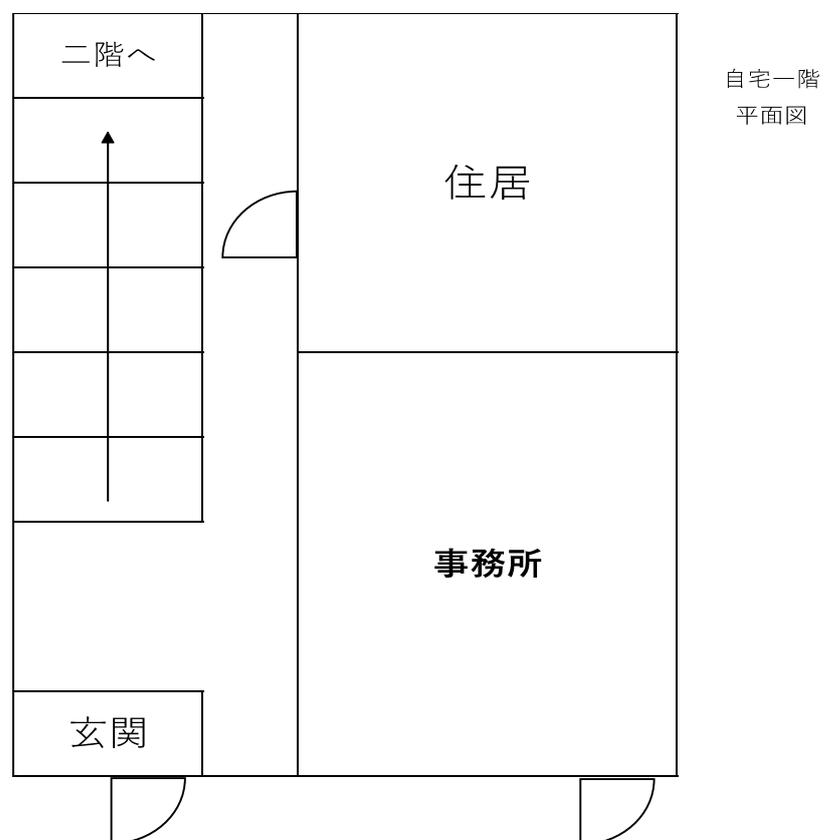
- ・事務所のあるフロア全体の構造が正確に確認できる平面図を添付すること。
  - ・事務所がビル内等の建物に所在する場合や自宅の一室を事務所とする場合は、一階及び事務所のある階について、フロア全体の平面図を用意し、建物入口から事務所までの行き方を示すこと
  - ・事務所が他社と同一の建物内にある場合、住居の一部を事務所とする場合は別途、他社や住居部分との間仕切りが確認できる写真を添付すること。
- ※手書きによる作成でもかまいません。

【平面図 例1】事務所が他の法人等と同一の建物内にある場合



※事務所固有の出入口や、他法人との間に固定式の間仕切りがない場合は事務所として認められません。

【平面図 例2】 自宅の一部を事務所とする場合



※事務所と住居部分が壁で間仕切りされていない場合や、自宅玄関とは別に事務所に直接入れる出入口がない場合は、事務所として認めておりません。

## 9. 営業保証金の供託について

免許がされたら免許通知（ハガキ）が送られてきます。免許通知が届いたら、営業保証金の供託手続きを（1）又は（2）により行ってください。

営業は手続きが完了した後でなければ開始できません。手続きが完了する前に営業を行うと、業務停止・免許取消処分の対象となります。

### （1）保証協会加入分担金の納入

（宅地建物取引業保証協会に加入して弁済業務保証金分担金を納入する）

宅地建物取引業保証協会（下記の2団体）は、国土交通大臣より指定された社団法人で、社員（宅地建物取引業保証協会に加入した業者）に関してつぎの業務を行うことが義務づけられています。

- ① 宅地建物取引業にかかる苦情の解決
- ② 宅地建物取引業に従事する業者に対する研修
- ③ 宅地建物取引業により生じた債権の弁済業務

（公社）全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2-6-3 （全宅連会館）	（公社）不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 （全日会館）
---	--

- ① 宅地建物取引業保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付してください。納付すると、（2）の営業保証金の供託が免除されます。

◇弁済業務保証金分担金の金額 { 主たる事務所 60万円  
従たる事務所ごとに 30万円 } の合計の金額

- ② 保証協会から県あてに弁済業務保証金が供託された旨の届出書が提出されます。後日、免許証が交付（郵送）されます。

※宅地建物取引業保証協会の加入についての詳細は直接下記までお問い合わせください。

（公社）全国宅地建物取引業保証協会群馬本部  前橋市天川大島町1-4-37 TEL 027-243-3388	（公社）不動産保証協会群馬県本部  前橋市新前橋町19-2 TEL 027-255-6280
---	---

## (2) 営業保証金の供託 (直接自分で供託する)

① 営業保証金を供託所に供託する。

◇供託金額 { 主たる事務所 1,000万円  
従たる事務所ごとに 500万円 } の合計金額

◇供託する場所・・・主たる事務所を管轄する法務局

② 「営業保証金供託済届出書」を土木事務所に提出してください。

届出書が提出された後、免許証が交付（郵送）されます。

### 提出書類

・営業保証金供託済届出書（様式第7号の6）……正副2枚

42ページの記載例を参照して書類を作成してください。

・供託書……供託手続きが終了したあとに法務局から交付されます。

・供託書のコピー

※上記（1）又は（2）の手続きは、免許がおりてから3カ月以内に行ってください。

手続きを怠ると免許を取り消されることがあります。

※上記（1）又は（2）の手続きを行うまで、営業は開始できません。

手続き前に営業を行うと、業務停止・免許取消処分の対象となります。

## 更新の場合の免許証の交付

免許がされたら、免許通知（ハガキ）と一緒に免許証が送られてきます。

更新日（現在の免許証の有効期限）より前に免許証が届いても更新日までは以前の免許番号で業務を行ってください。

更新日になっても免許証が届かない場合は、免許が更新されるまでは、以前の免許番号で業務を行うことができます。



10. 宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出等に必要書類一覧

法人：○、個人：●

変更事項 必要書類	商号・名称		主たる事務所の所在地		代表者		役員		政令使用人		専任宅建士		従たる事務所 (支店・営業所等)				氏名		注意事項	
	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	設置	移転	停止	名称	代表者	政令使用人		専任宅建士
1 宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更があつてから30日以内に届け出なければなりません 2. 提出部数：正本1部、副本(コピー可)1部 3. 提出先：本店を管轄する土木事務所総務係
2 案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更があつた事項及び変更があつた者のみ記入する
3 誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	初めて行く方もわかるよう目標物等を記入する
4 略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現在までの職歴を宅建業以外に従事した履歴も略さず記入する
5 身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本籍地の市区町村役場で交付を受けられる3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、5年以内に行った新規・更新申請において添付した身分証明書があれば、その写しでも可。)
6 登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	群馬県では、前橋地方方法務局で交付を受けられる3ヶ月以内に発行されたもの(ただし、5年以内に行った新規・更新申請において添付した登記されていないことの証明書があれば、その写しでも可。)
7 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	就任にかかわる事務所だけでなく、すべての事務所(本店、支店)の情報を記載すること
8 専任の宅地建物取引士の宅建士証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	裏面もコピーして添付する
9 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3ヶ月以内に発行されたもの 変更事項や変更年月日等が確認できない場合は閉鎖謄本等が必要になる
10 事務所を使用する権原に関する書面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要に応じて、賃貸契約書の写しや間取り図等の提出を求めることがある
11 事務所の写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ポラロイド写真は不可とし、カラー写真を添付する (撮影方法は、「宅地建物取引業者免許申請等の手引きJP30~37参照」)
12 戸籍の抄本又は戸籍の個人事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	氏名の変更が確認できるもの 3ヶ月以内に発行されたもの
13 免許証書換付申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現在有効の免許証の原本
14 宅地建物取引業免許書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業保証金を法務局に直接供託している業者 供託書は、原本を確認後返還します
15 営業保証金供託届出書 供託書及び供託書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	490円分の切手を貼付する 表面に宛名、宛先を記入する
16 免許証郵送用の封筒 (角形2号(240×332))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	プロア全体の平面図を用意 ビルや自宅等の建物内にある場合は、建物の一階部分についての平面図 も用意するとともに、事務所までの行き方も示すこと
17 事務所の平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	



◆ 同(第二面)の記入例

(第二面)

2:4:0

受付番号  届出時の免許証番号  1 0 (5)  2 7 2 4 3

項番 21 ◎役員に関する事項(法人の場合) 変更区分 1 1.就退任  
2.氏名

変	更	年	月	日	R	0	1	年	0	5	月	0	1	日	
更	後	役	名	コ	ー	ド	0	2							
		登	録	番	号	1	0	0	5	4	3	2	1		
		フ	リ	ガ	ナ	ク	ン	マ	タ	ロ	ウ				
		氏	名	群	馬	太	郎								
		生	年	月	日	S	2	1	年	0	5	月	0	5	日

↑

変	更	年	月	日	R	0	1	年	0	5	月	0	1	日	
更	前	役	名	コ	ー	ド	0	2							
		登	録	番	号	1	0	1	1	1	1	1	1		
		フ	リ	ガ	ナ	ク	ン	マ	サ	フ	ロ	ウ			
		氏	名	群	馬	三	郎								
		生	年	月	日	S	3	0	年	0	6	月	2	3	日

確認欄 \*

項番 21 変更区分 1 1.就退任  
2.氏名

変	更	年	月	日	R	0	1	年	0	5	月	0	1	日	
更	後	役	名	コ	ー	ド	0	2							
		登	録	番	号										
		フ	リ	ガ	ナ	ク	ン	マ	コ	ロ	ウ				
		氏	名	群	馬	五	郎								
		生	年	月	日	S	4	8	年	1	0	月	0	1	日

↑

変	更	年	月	日	H	3	1	年	0	4	月	3	0	日	
更	前	役	名	コ	ー	ド	0	2							
		登	録	番	号	1	0	9	9	9	9	9			
		フ	リ	ガ	ナ	サ	ワ	イ	チ	ロ	ウ				
		氏	名	佐	波	一	郎								
		生	年	月	日	T	1	3	年	0	2	月	1	1	日

確認欄 \*

(例) 取締役就任…群馬 五郎 (令和元年5月1日)  
取締役退任…佐波 一郎 (平成31年4月30日)

◆ 同(第三面)の記入例

(第三面)

2:5:0

受付番号  届出時の免許証番号  1 0 (5)  2 7 2 4 3

項番

30	事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所	*事務所コード	<input type="text"/>
	事務所の名称	マエハシデン 前橋店			

変更区分

1. 新設・廃止  
 2. 名称・所在地

◎事務所に関する事項

31	変更年月日	R	<input type="text"/> 0 1	年	<input type="text"/> 0 5	月	<input type="text"/> 0 1	日
変更後	事務所の別	2	1.主たる事務所 2.従たる事務所		*事務所コード	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	事務所の名称	前橋店						
	郵便番号	3 7 1 - 8 5 7 0						
	所在地市区町村コード	1 0 2 0 1 群馬 都道府県 前橋 市 郡区 区町村						
	所在地	大手町一丁目1番1号						
	電話番号	0 2 7 - 2 2 3 - 1 1 1 1						
	従事する者の数	3						

↑

変更前	変更年月日	R	<input type="text"/> 0 1	年	<input type="text"/> 0 5	月	<input type="text"/> 0 1	日
	事務所の名称	前橋店						
	所在地	前橋市天川大島町1-1-1						

確認欄 \*

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

1. 就退任  
 2. 氏名

32	変更年月日	R	<input type="text"/> 0 1	年	<input type="text"/> 0 5	月	<input type="text"/> 0 1	日
変更後	登録番号	1 0 - 6 6 6 6 6 6						
	フリガナ	マエハシ ヒロシ						
	氏名	前橋 広						
	生年月日	S	<input type="text"/> 3 0	年	<input type="text"/> 0 5	月	<input type="text"/> 1 0	日

↑

変更前	変更年月日	R	<input type="text"/> 0 1	年	<input type="text"/> 0 5	月	<input type="text"/> 0 1	日
	登録番号	1 0 - 7 7 7 7 7 7						
	フリガナ	タカサキ シロウ						
	氏名	高崎 四郎						
	生年月日	S	<input type="text"/> 2 5	年	<input type="text"/> 1 0	月	<input type="text"/> 0 5	日

確認欄 \*

◆ 同(第四面)の記入例

(第四面)

2:6:0

受付番号  届出時の免許証番号  (5)

項番	事務所の別	1	1.主たる事務所 2.従たる事務所	*事務所コード	<input type="text"/>
30	事務所の名称	本店			

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

41	変更年月日	R	<input type="text"/>	0	1	年	0	5	月	0	1	日	変更区分	<input type="text"/>
	登録番号	1	0	<input type="text"/>	1	1	1	1	1	1	<input type="text"/>		1.就退任	
	フリガナ	ゲンマ サプロウ											2.氏名	
	氏名	群馬 三郎												
	生年月日	S	3	0	年	6	月	2	3	日				

↑	変更年月日	R	<input type="text"/>	0	1	年	0	5	月	0	1	日			
	変更後	登録番号	1	0	<input type="text"/>	0	5	4	3	2	1	<input type="text"/>			
		フリガナ	ゲンマ タロウ											確認欄	
		氏名	群馬 太郎											* <input type="text"/>	

41	変更年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	変更区分	<input type="text"/>	
	登録番号	<input type="text"/>	1.就退任								
	フリガナ	<input type="text"/>								2.氏名	
	氏名	<input type="text"/>									
	生年月日	<input type="text"/>									

↑	変更年月日	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日				
	変更後	登録番号	<input type="text"/>									
		フリガナ	<input type="text"/>								確認欄	
		氏名	<input type="text"/>								* <input type="text"/>	

◆「免許証書換え交付申請書」の記入例

様式第三号の二（第四条の二関係）

(A4)

2 | 1 | 0

## 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

令和 ○年 ○月 ○日

——地方整備局長  
~~北海道開発局長~~ 殿  
**群馬県知事**

申請者 商号又は名称 **株式会社 群馬県**  
 郵便番号 **(371-8570)**  
 主たる事務所の **群馬県前橋市大手町一丁目1番1号**  
 所在地 氏名 **代表取締役 群馬 三郎**  
 (法人にあつては、代表者の氏名)  
 電話番号 **(027) 223-1111**  
 ファクシミリ番号 **(027) 223-xxxx**

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号  
 \* | | | | | \* | | | | | 1 | 0 (5) | 2 | 7 | 2 | 4 | 3

変更に係る事項	変更後	変更前	変更年月日
(フリガナ) 商号又は名称			
(フリガナ) 代表者氏名	<b>グンマ サプロウ 群馬 三郎</b>	<b>グンマ タロウ 群馬 太郎</b>	令和元年5月1日
主たる事務所の 所在地			

確認欄  
\*

- ※変更があった箇所のみ記載する。
- ※免許証を添付すること。
- ※返信用封筒（角2封筒に宛先明記の上、490円分の切手を貼付）を添付すること。

様式第九号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事 ( ) 第 号
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
この事務所に 置かれている専任 の宅地建物取引士 の 氏 名	
主たる事務所の 所 在 地	電話番号 ( )

3 5 cm 以上

3 0 cm 以上

様式第十号（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票			
この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 知事 ( ) 第 号		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
代 表 者 氏 名			
商 号 又 は 名 称			
この場所に置かれている 専任の宅地建物取引士の 氏名			
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -		
この場所におけ る業務の内容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取 扱 う 宅 地	名 称	
	建 物 の 内 容	所 在 地	

3 5 cm 以上

4 0 cm 以上

備 考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。  
「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十号の二（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票 この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で行うこととして いる業務の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -		
この場所にお ける業務の内 容	業務の態様	案 内 等	
	取り扱う宅地	名 称	
	建物の内容	所在地	
この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定による クーリング・オフ制度の適用があります。			

↑ 48 cm 以上 ↓

← 35 cm 以上 →

備 考

本標識中の次の文言は2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。  
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定による  
 クーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十一号（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票 この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地 建物の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -		
商 号 又 は 名 称			
現 況 地 目 及 び 地 目 別 面 積	宅 地 農 地	山 林 其 他	
道 路 位 置 指 定 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		
建 築 確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号		

↑ 105 cm 以上 ↓

← 70 cm 以上 →

様式第十一号の二（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。				
免 許 証 番 号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事			
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
この場所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名				
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -			
この場所における業務の内容	業務の態様	契約の締結・契約の申込みの受理等		
	取り扱う宅地	名 称		
	建物の内容	所在地		
売 主	商号又は名称		免許証番号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事

← 3.5 cm 以上 →

↑ 4.5 cm 以上 ↓

備 考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十一号の三（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。				
免 許 証 番 号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事			
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
商 号 又 は 名 称				
代 表 者 氏 名				
主たる事務所の所在地	電話番号 ( ) -			
この場所における業務の内容	業務の態様	案 内 等		
	取り扱う宅地	名 称		
	建物の内容	所在地		
売 主	商号又は名称		免許証番号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事
この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。				

← 3.5 cm 以上 →

↑ 5.3 cm 以上 ↓

備 考

本標識中の次の文言は2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

## 届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

商号又は名称

免許証番号 国土交通大臣 ( ) 第 号  
知事

代表者氏名

1 所在地	届出の対象となる案内所、 展示会等の場所		名 称		
			所在地	電話番号	
2	業 務 の 種 別		(1) 売買          (2) 交換          (3) 代理          (4) 媒介		
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結          (2) 契約の申込みの受理		
業 務 の 内 容	取り扱う 宅地建物 の内容等 の種類 等		売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称等		
			(商号又は名称) 国土交通大臣 ( ) 第 号 知事		
	物 件 の 種 類	名 称			
		所 在 地			
		宅 地		区画	敷地面積の合計
戸 建 住 宅		戸	延べ面積の合計	㎡	
区分所有建物		戸	延べ面積の合計	㎡	
3 業務を行う期間			年 月 日 から 年 月 日 まで		
4 専任の宅地建物 取引士に関する事項			氏 名		
			登 録 番 号		

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

- ① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。
- ② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。
- ③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあつては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあつては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。

（注）

・業務を行う場所を管轄する都道府県知事に提出してください。

(1)群馬県知事以外の知事免許業者は3部（正本2部・副本各1部）提出

(2)大臣免許業者は1部（正本1部）提出

これとは別に、地方整備局へ2部（正本1部・副本1部）提出が必要です。

・届出書は、業務開始日が届出の日から中10日以降の日となるように提出してください。

・添付書類……案内図（取扱う物件と案内所が分かる広告でもよい。）  
物件概要が分かるもの

## ■ 廃業等届出書について

下表の「廃業の理由」に該当することとなった場合、「届出人」は届出事由の生じた日から30日以内に、届け出なければなりません。

### ◆ 必要書類等

1. 廃業等届出書
2. 宅地建物取引業免許証（原本）
3. その他確認用の書類（下表「添付書類」欄参照）

区分	廃業の理由	届出人		届出事由の生じた日	添付書類
				【免許の失効日】	
個人業者	廃止	本人		自主廃業した日	・ 廃業等届出書に押印（宅建業免許申請時に使用した印鑑）をしない場合は、届出人が本人であることが確認できる書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真があるもの）
				【届出日】	
	死亡	相続人		死亡の事実を知った日	・ 戸籍謄本 （死亡・相続の確認ができるもの）
【死亡した日】					
破産	破産管財人		破産決定の日	・ 破産決定書の写し	
			【届出日】		
法人業者	廃止	代表者		自主廃業した日	・ 廃業等届出書に押印（宅建業免許申請時に使用した印鑑）をしない場合は、届出人が本人であることが確認できる書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真があるもの）
				【届出日】	
	合併による消滅	代表者であった者		合併消滅した日	・ 履歴事項全部証明書〔注1〕 （法人登記簿謄本）
				【合併消滅した日】	
	破産	破産管財人		破産決定の日	・ 破産決定書の写し
				【届出日】	
解散	清算人	手続中	解散した日	・ 履歴事項全部証明書 （法人登記簿謄本）	
		【届出日】			
解散	清算人	終了後	解散した日	・ 履歴事項全部証明書〔注2〕 （法人登記簿謄本）	
		【届出日】			

〔注1〕 合併された旨の記載があるもの。

〔注2〕 清算終了された旨の記載があるもの。

### ◆ 提出部数

正本1部、副本（コピー可）1部

### ◆ 提出先

本店を管轄する土木事務所総務係



# 土 木 事 務 所 等 一 覧 表

事 務 所 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号	掌 管 区 域
群馬県土整備部 住宅政策課 宅 建 業 係	前橋市大手町1-1-1(県庁舎22階) ☎027(226)3525(直通) ☎027(223)1111(代表)	
前橋土木事務所 総 務 係	前橋市上細井町2142-1 (前橋合同庁舎内) ☎027(234)4224	前橋市
高崎土木事務所 総 務 係	高崎市台町4-3 (高崎合同庁舎内) ☎027(322)4186	高崎市
渋川土木事務所 総 務 係	渋川市金井395 (渋川合同庁舎内) ☎0279(22)4055	渋川市 榛東村、吉岡町
藤岡土木事務所 総 務 係	藤岡市下栗須124-5 (藤岡合同庁舎内) ☎0274(22)2156	藤岡市 神流町、上野村
富岡土木事務所 総 務 係	富岡市田島343-1 (富岡合同庁舎内) ☎0274(63)2255	富岡市 下仁田町、南牧村、甘楽町
安中土木事務所 総 務 用 地 係	安中市安中3711-1 ☎027(382)1350	安中市
中之条土木事務所 総 務 係	吾妻郡中之条町大字中之条町709-1 ☎0279(75)3047	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、 高山村、東吾妻町
沼田土木事務所 総 務 係	沼田市薄根町4412 (利根沼田県民局庁舎内) ☎0278(24)5511	沼田市 片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
伊勢崎土木事務所 総 務 係	伊勢崎市安堀町247-1 ☎0270(25)4010	伊勢崎市 玉村町
太田土木事務所 総 務 係	太田市西本町60-27 (太田合同庁舎内) ☎0276(32)2345	太田市
桐生土木事務所 総 務 係	桐生市相生町2-331 (桐生合同庁舎内) ☎0277(53)0121	桐生市 みどり市
館林土木事務所 総 務 係	館林市栄町23-1 ☎0276(72)4355	館林市 板倉町、明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町

# 市区町村コード表（群馬県）

## 10 群馬県

10201 前橋市	10344 榛東村	10429 東吾妻町
10202 高崎市	10345 吉岡町	10443 片品村
10203 桐生市	10366 上野村	10444 川場村
10204 伊勢崎市	10367 神流町	10448 昭和村
10205 太田市	10382 下仁田町	10449 みなかみ町
10206 沼田市	10383 南牧村	10464 玉村町
10207 館林市	10384 甘楽町	10521 板倉町
10208 渋川市	10421 中之条町	10522 明和町
10209 藤岡市	10424 長野原町	10523 千代田町
10210 富岡市	10425 嬭恋村	10524 大泉町
10211 安中市	10426 草津町	10525 邑楽町
10212 みどり市	10428 高山村	